

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第一条関係）

（傍線部分は、改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 2 当分の間、第二条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「三人」とあるのは「六人」と、「十七人」とあるのは「二十人」とする。 3 当分の間、第十九条第一項の規定の適用については、同項中「五人」とあるのは、「十人」とする。	附 則 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 （新設） （新設）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成二十四年 三月三十一日 までの間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

期 間	事 務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成二十四年 三月三十一日 までの間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（副大臣の設置の特例）

第三条の二 当分の間、第十三条第一項に規定するもののほか、

（新設）

内閣府に、副大臣六人以内を置くことができる。

（大臣政務官の設置の特例）

第三条の三 当分の間、第十四条第一項に規定するもののほか、

（新設）

内閣府に、大臣政務官六人以内を置くことができる。

（審議会等の設置の特例）

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。